

被災者支援について

<市長コメント>

本市では、被災者自立再建促進プログラムに基づき、主に仮設住宅入居者の支援に取り組んでまいりましたが、その状況等について御説明いたします。

今月1日現在、プレハブ仮設134団地中、120団地からの退去が完了し、残る14団地に68世帯が入居され、みなし仮設等の59世帯と合せて127世帯が仮設住宅で生活されています。

今月10日には最後の復興公営住宅の完成式を行い、住まいへの再建支援については、本年9月末を期限とする仮設住宅の解消へ向けて、着実に進捗してまいりました。一方、復興公営住宅では高齢世帯の割合が高く、孤立解消等への支援が不可欠となっております。

復興公営住宅などの見守りにつきましては、平成31年度から支援員の全戸への訪問を3ヶ月から2ヶ月に1度に見直すなど、社会福祉士などの専門職との連携強化を図ります。

また、住宅の補修については、津波浸水区域被災住宅小規模補修補助事業を1年延長するほか、加算支援金や住宅再建補助金制度の周知徹底のため、支援員による訪問支援を行う等、丁寧な支援に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、地域コミュニティが十分に再生されるまでは、被災者支援総合交付金を活用し、孤立防止や心のケア、生きがづくりなど、きめ細かい支援の継続に加え、生活に困窮する方々が抱える、多岐にわたる問題に対応するため、月に1度のペースで各専門分野の職員を配置した巡回型相談を開催し、速やかな問題解決に努めてまいります。